

法第13条及び省令第4条に基づく書面

建築物に係る解体工事の場合

- | | |
|----------------------|-------|
| 1 再資源化等に要する費用(直接工事費) | 円(税抜) |
| (注)運搬費を含む。 | |
| | |
| 2 解体工事に要する費用(直接工事費) | 円(税抜) |
| (注)仮設費、運搬費は含まない。 | |

3 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分 別 解 体 等 の 方 法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（ ）
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（ ）
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他（ ）	その他の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

4 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

[illegible]